

○総務省告示第千一百四十九号
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十条の七第一項第四号及び第二項第四号の規定に基づき、デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を

次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。
なお、平成二年郵政省告示第五百六十九号（デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無

線設備の技術的条件を定める件）は平成十七年十一月三十日限り廃止する。

総務大臣 麻生 太郎

平成十七年十月二十一日

一 J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を適合する」ととて、
二 信装置による通信又はJ三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信（以下「デジタル選択呼出装置等による通信」といふ。）を行つ船舶局の無線設備は、次の条件に適合する」と。

1 取扱いが容易なものである」と。

2 選択された周波数は、容易に確認できるものである」と。

3 機械的雜音が少ないものである」と。

4 ○から九までの数字の入力パネルを有する場合は、その数字のキー配列は国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告E.161によるものである」と。

5 遭難警報を送出するための専用のボタンは、独立した以上の操作により作動するものであり、かつ、前号の条件に適合する入力パネル又は国際標準化機構（ISO）の規格によるキーボードのキーでない」と。

6 遭難警報が送信されることを示す機能を有する」と。

7 空中線の断線又は空中端子の短絡からの保護手段を有する」と。

8 過剩電流、過剩電圧、電源の過渡変動及び電源の極性の偶発的な反転からの保護手段を有する」と。

9 露出した金属部分は、接地することができる」と。

10 電源端子は、接地されていない」と。

11 電圧五五ボルトを超える電気（高周波のものを除く。）を通ずる導電部は、容易に露出しないよう、次のいずれかの条件に適合する遮へい体を有すること。

（1）遮へい体を開けたときは、自動的に電源が遮断される構造である」と。

（2）遮へい体を開けるためには工具が必要とする構造であり、かつ、高電圧に対する注意事項が外部に表示されていること。

12 通常の取付位置において、製造者名、型式名及び製造番号が明確に判読できるように外部に表示されている」と。

二 デジタル選択呼出装置等による通信を行つ船舶局であつて、一、大〇大・五Hzから一六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用するものの無線設備は、前項に掲げるもののほか、次の条件に適合する」と。

1 送信周波数及び受信周波数は、それそれ独立して選択する」とがである」と。

2 周波数二、一八一Hzに切り替える場合には、その電波型式はJ三Eが自動的に選択される機能を有する」と。

3 装置の一部を加熱する必要がある場合は、給電後三十分以内に一定の温度に達するものである」と。なお、加熱回路に供給する電力は、他の回路に電力を供給するスイッチの「断」による切れるものであつてはならない。

4 電源投入後、送信装置の一定部分に電圧の供給を遮断させる必要がある場合に、この遮断は自動的に行われるものである」と。

三 デジタル選択呼出装置等による通信を行つ船舶局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、第一項に掲げるもののほか、次の条件に適合する」と。

1 一六チャンネル（一五六・八Hz）と七〇チャンネル（一五六・五一五Hz）は、他のチャンネルと明確に区別し得るように表示するものである」と。

2 スケルチ制御が行えること。

3 一六チャンネル音声出力は、船上において通常予想される周囲雜音の中で聽守するのに十分なものである」と。

○総務省告示第千一百四十四号
無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二条第六項第三号の規定に基づき、昭和五十年郵政省告示第六百二十号（無線局免許手続規則第一条第六項第三号の規定により、同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用する」とができる装置を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成十七年十二月一日から施行する。

平成十七年十月二十一日

総務大臣 麻生 太郎

表二十の項中「設備規則第七条第十四項第六号」を「設備規則第十四条第一項の表十一の項」に改める。

○総務省告示第千一百三十五号
登録点検事業者等規則（平成九年郵政省第七十六号）第十条及び別表第四号第三の二の規定に基づき、平成九年郵政省告示第六百六十六号（登録点検事業者等が行う点検の実施方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十七年十月二十一日

総務大臣 麻生 太郎

第一の第三項第一号の表2の項中、「すべての周波数ごとに」を「設備規則別表第三号におけるスプリアス発射の強度の許容値を規定する周波数範囲において」と、「設備規則第7条」や「設備規則別表第三号」と「変調端子」や「変調信号入力端子」に改め、同項の次に次のよう記入せよ。

平成十七年十月二十一日
総務大臣 麻生 太郎

2の2 不要発射の強度 ア 原則として設備規則別表第三号における不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち、9kHzから110GHzまでの周波数範囲で測定する。

イ 無線設備の構成（フィルタ、増幅器、導波管、その他の機器の構成の状況等）により、特定の周波数範囲において明らかに許容値を満足することができると認められる場合は、その旨を記載することで、当該周波数範囲の測定に代えることができる。

また、給電点から後段で使用する機器により不要発射が減衰する事が明らかとなるときは、測定値から減衰量により補正した値を測定値とすることができる。

ウ アマチュア局にあつては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する。

エ 原則として無線設備を通常の変調状態で動作させたときに給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力（無線測定業務を行つ無線局、30MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局及び單側波帶を使用する放送局以外の無線局に限る。）の送信設備（美波零点単側波変調方式を用いるものを除く。）にあつては、尖頭電力を測定した値又はその値を設備規則別表第三号に定める差を不要発射の強度とし、通常の動作能力と比較した値を測定する。ただし、状態が不能なものについては、無変調状態において測定した値を不要発射の強度とする。